

経営事項審査に関するQ&A（令和8年7月）

I 経営事項審査の申請（全般）について

1 経営事項審査の結果はいつごろ届きますか？

申請書提出後、結果通知まで約1ヶ月を要します。ただし、申請書類に不備がある場合や、特殊な事例の場合はこの限りではありませんので、期間に余裕を持って申請してください。

なお、結果通知書の発行時期については、県のホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356855053732.html>

※ 原則、書面申請の場合、発行予定日の7営業日前までに審査完了したものが発行対象となります。電子申請では、2営業日前までに審査完了したものが発行対象となります。

詳しくは、県ホームページ掲載の「結果通知書 発行予定表」に掲載してありますので、ご確認ください。

2 建設業許可を新たに取得した場合、いつから経営事項審査を受けることができますか？

経営事項審査申請をする日に許可を有していれば、申請することができます。

3 審査基準日に建設業許可を有していなかった業種について、申請日までに許可を取得した場合、経営事項審査を受けることはできますか？

経営事項審査申請をする日にその業種の許可を有していれば、申請することができます。

反対に、審査基準日時点では許可を有していたものの、その後廃業し、申請日時点で許可を有していない業種は申請できません。

4 完成工事高がない業種は経営事項審査を申請できないのでしょうか？

完成工事高がない業種についても経営事項審査を申請することはできます。

5 個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか？

個人から法人成りした場合、個人として受審した経営事項審査結果はその効力を失います。法人成りした後も公共工事を発注者から直接請け負うのであれば、法人設立日を審査基準日とする経営事項審査を申請する必要があります。

6 個人から法人成りしたのですが、個人事業主の時の完成工事高を引き継ぐことはできますか？

次の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日から遡って2年以内(又は3年以内)の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。

- ①個人事業主の時の建設業を廃業すること
- ②個人事業主であった者が50%以上出資して設立した法人であること
- ③個人事業主の時の事業年度と法人の事業年度が連続すること
- ④個人事業主であった者が代表権を有する役員であること

7 許可換え(例:大臣許可から知事許可への変更)した場合、再度、経営事項審査を受審する必要がありますか？

前許可行政庁による経営事項審査の結果が引き継がれるので、再度受審する必要はありません。

8 経営事項審査を受審後に、建設業許可業種を追加取得した場合、再度、経営事項審査を受けることができますか？

既を受審済の経営事項審査結果に影響のない範囲で、同一審査基準日について追加申請することができます。(既に審査済の業種に係る内容を変更することはできません。)

申請に当たっては、下記を参照してください。

■追加申請方法

- ① 追加申請する業種だけではなく、同一審査基準日について既に申請(以下、「前回申請」という)した業種に係る内容も含めて記載してください。
- ② 経営状況分析結果通知書、消費税納税証明書は前回申請に添付したものの写を添付してください。
- ③ 前回申請に係る経営事項審査の結果通知書(原本)を添付してください。

※ 原則、前回申請の内容を変更することはできません。ただし、すでに審査済の業種に係る結果に影響が生じない範囲においては、追加申請業種に係る内容の記載が認められます。

■審査手数料

追加申請する業種の数に、経営規模等評価手数料については1業種当たり2,300円を、総合評定値通知手数料については200円を乗じて得た金額となります。

9 書面申請の場合、申請書類は何部提出すればよいですか？

1部提出してください。申請者控の提出は求めませんが、申請者控に受付印が必要な場合は、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封し、申請書控を提出してください。

※ 添付書類及び確認書類は県のホームページでご案内しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356855053732.html>

10 書面申請の場合、申請書の提出先を教えてください。

新潟県知事の許可を受けている方：新潟県庁 土木部 監理課 建設業室 審査係
国土交通大臣許可を受けている方：国土交通省 北陸地方整備局 建政部

II 経営規模等評価申請書（様式第 25 号の 14）について

11 決算期を変更した場合、項番 06「処理の区分」にはどのように記入しますか？

「02」（組織変更又はその他の理由により 12 ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合のコード）を記入してください。

III 工事種類別完成工事高（別紙 1）について

12 完成工事高は税抜きで記入するのでしょうか？

税抜きで記入します。ただし、免税業者は税込みで記入してください。

13 免税業者だった者が審査基準年度の途中で適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）として登録された場合、税抜税込のどちらで処理すればよいのでしょうか？

審査基準日時点の状況に合わせて処理してください。すなわち、基準日時点で課税業者に変わっているのであれば分析も含め税抜処理となります。また、『工事種類別完成工事高（別紙 1）』の記載方法は、課税業者に変わった年度は税抜、免税業者であった年度は税込という形で、当時の会計処理に応じて記入してください。

14 申請対象ではない業種の完成工事高は、どこに記入すればよいのでしょうか？

申請対象外の完成工事高は、項番 **33**「その他工事」に記入します。なお、別紙 1 様式が複数枚にわたる場合は、最終頁にのみ記入してください。

15 除雪の売上はどこに記入すれば良いのでしょうか？

除雪や除草、草刈、剪定、清掃、点検等の建設工事に該当しない業務に係る売上は、完成工事高に含めることはできません。兼業事業売上として整理してください。

IV 技術職員名簿（別紙 2）について

16 技術職員の確認書類（6 か月を超える雇用期間を確認する書面）として何を提出すれば良いのでしょうか？

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書や審査基準日前 7 か月分の賃金台帳（源泉徴収簿）、所属企業の雇用証明書等を提出していただきます。詳細は経営事項審査申請要領 P. 12 をご覧ください。

17 1人の技術者について2業種選択して記入できますが、どのように記入したら良いのでしょうか？

申請業種から任意に選択して記入ください。

■ 1資格から2業種選択でもOK

例：土木施工管理技士→「土木」と「とび・土工」を選択

■ 2資格から1業種ずつ選択でもOK

例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→「土木」と「建築」を選択

経営方針に応じて、申請業種から任意に選択して記入してください。

結果通知後、選択業種を変更して再度申請することはできませんので、慎重に検討してください。

18 実務経験10年の職員を技術職員として申請する場合、必要となる確認書類はありますか？

建設業許可関係の様式である「実務経験証明書」(別記様式第9号)を作成、提出してください。

資格取得後の実務経験年数を必要とする資格を有する職員や、指定学科卒業後の実務経験が3年又は5年の職員を技術職員として申請する場合等も同様に、実務経験証明書を提出してください。

19 講習受講欄の記入方法を教えてください。

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入します。

① 法第15条第2号イに該当するものであること

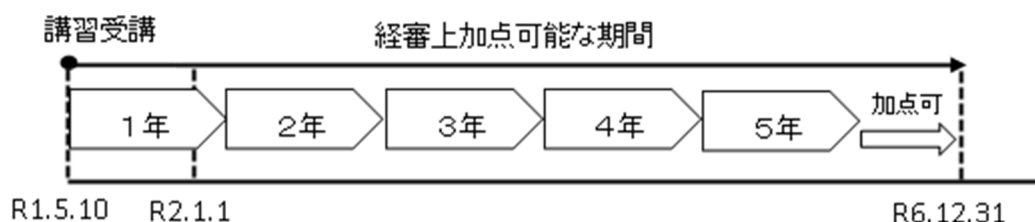
(経営事項審査で1級国家資格者相当として評価される者)

② 監理技術者資格証の交付を受けていること

③ 審査基準日が法第26条の4から6の規定による講習(監理技術者講習)を修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること

(例)R1年5月10日に講習受講した場合

講習を受講した日の翌年の開始日から5年間加点可能=R1.5.10~R6.12.31



上記①であることの証明となる資格者証等の原本又は写しに加え、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者講習修了証が平成28年6月1日以降に交付されたもの又は平成28年5月31日以前に交付されたもので裏面に監理技術者講習履歴が貼付されているものである場合は、監理技術者資格者証のみ)の原本又は写しを提示してください。(監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習履歴が印字又は貼付してあるものについて写しを提示する場合は、監理技術者資格者証の表裏とも確認出来るものを提示してください。)

20 大臣認定者が監理技術者証を保有し、監理技術者講習を受講している場合、講習受講欄は「1.有」として良いですか？

講習受講欄は、経営事項審査で1級国家資格者相当として評価される者が、監理技術者講習を受講している場合に加点されるものです。

経営事項審査においては、大臣認定者の技術者区分は「その他」になりますので、監理技術者講習を受講している場合であっても「2.無」となります。

21 出向社員を技術職員として記入できますか？

出向社員は出向先の企業で常時勤務していることが確認できる場合のみ、出向先の技術職員として記載することができます。具体的には、出向契約や協定書、出向元の証明書等を提示いただき、最低限、次の①及び②の内容が確認できる場合に加点対象職員とします。

①出向期間（1年以上）

②出向社員への給与、社会保険料負担

なおこの場合、出向元の経営事項審査の技術者として申請することはできません。

V その他の審査項目（社会性等）（別紙3）について

22 項番 43 「法定外労働災害補償制度加入の有無」で「1.有」とできるのは、どのようなケースですか？

次の①～③の要件の全てを満たす法定外労働災害補償制度に加入している場合に、「1.有」とします。

① 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。

② 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）のすべてを対象とすること。

③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係るすべてを対象とすること。ただし、業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない。

工事現場単位で加入する制度及び記名式の制度は、一般的には上記②の要件を満たしていることが確認できないので加点対象とはなりません。

23 項番 44 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」、項番 45 「新規若年技術職員の育成及び確保」で対象となる「若年技術職員」の定義は何ですか？

「技術職員名簿」（別紙2）に記載されている技術職員のうち、審査基準日において満35歳未満の方が該当します。

24 項番 51 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」において加点となるのはどのような内容でしょうか？

本項目は、建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)の活用状況を加点対象としている項目です。加点対象となる工事及び該当措置は以下のとおりです。

【**審査対象工事**】①～③を除く、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

①日本国内以外の工事

②建設業法施工令で定める軽微な工事

〔工事1件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)に満たない工事〕
〔建築一式工事のうち、延べ床面積が150㎡未満の木造住宅を建設する工事〕

③災害応急工事

〔防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事〕

【**該当措置**】審査対象の工事において①～③のすべてを実施している場合に加点

①CCUS上での現場・契約情報の登録

②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法^(※)でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

③経営事項審査申請時に「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び同意書(様式第6号)」を提出

(※)直接入力によらない方法とは

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

25 項番 55 「防災協定の締結の有無」で「1.有」とできる防災協定には、災害時のどのような活動について定めてある必要がありますか？

防災協定に定める具体的な活動内容について制限はありません。建設工事に該当しない活動であっても、災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば加点対象になります。

26 項番 58 「監査の受審状況」について、顧問税理士が「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成した場合、「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択してもよいです

項番 58 「監査の受審状況」は、経理事務の責任者かつ項番 59 「公認会計士等の数」に該当する建設業に従事する職員が、別添の会計処理に関する確認項目に従い経理処理の適正を確認し、記名押印している場合は、「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択します。

雇用関係のない者又は常勤ではない方が確認した場合は、加点対象とはなりません。

27 項番 62 「建設機械の所有及びリース台数」について、リース期間は審査基準日から1年7ヶ月未満で終了しますが、リース契約書に「毎年自動継続する」旨を定めています。この場合、その建設機械は評価対象となりますか？

リース契約を更新する意思が確認できる場合については、評価対象となります。

28 項番 62 「建設機械の所有及びリース台数」について、解体用機械はアタッチメント（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）を持っていることで加点対象となりますか？

アタッチメントを持っているだけでは加点対象となりません。

ベースマシンとアタッチメントの両方が揃って1台となります。